

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に対する意見募集について

平成 25 年 8 月 30 日  
復 興 庁

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）について、別添のとおり案を作成いたしました。

つきましては、法第 5 条第 3 項に基づき、本件について、広く国民の皆様からの御意見を伺うため、次の要領で意見募集を行います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」（別添）

2. 意見募集期間

平成 25 年 8 月 30 日（金）～平成 25 年 9 月 13 日（金）（郵送の場合は必着）

3. 意見の提出方法

（1）意見は、別紙の意見提出様式に、所属、氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、担当者の氏名、主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、日本語により作成願います。（様式参照）

（2）意見提出は、電子メール、FAX 又は郵送の方法で、ご提出をお願いします。（電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。）

・電子メールの場合

メールアドレス：[g.fukko@cas.go.jp](mailto:g.fukko@cas.go.jp)

復興庁 法制班 宛

・FAX の場合

FAX番号：03-5545-0525

復興庁 法制班 宛

・郵送の場合

宛先：〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル6階

復興庁 法制班 宛

4. 注意事項

- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨、御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- ・御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

<問い合わせ先>

復興庁 法制班

阿部、谷口、河野、西尾、清水、小楠

電話：03-5545-7230

復興庁 法制班 宛

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に対する意見

所属・氏名	(法人・団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名)
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ご意見	(対象部分) 別添2の ページ目、 行目  (ご意見)          (理由)